

開催日時

2022年12月23日（金曜日）
午前11時（午前10時30分受付開始）

開催場所

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
神谷町トラストタワー2階
トラストシティ カンファレンス・神谷町
本株主総会の開催場所は昨年と異なりますので、ご注意ください。

目次

第11回定時株主総会招集ご通知…………… 1

（添付書類）

事業報告…………… 4
計算書類……………20
個別注記表……………23
監査報告書……………33

株主総会参考書類……………37

第1号議案 定款一部変更の件……………37

第2号議案 取締役3名選任の件……………39

第3号議案 補欠監査役1名選任……………41
の件

第4号議案 取締役に対する業績
連動型株式報酬制度……………42
に係る報酬決定の件



第11回 定時株主 総会招集 ご通知

株式会社みらいワークス
証券コード6563

証券コード6563

2022年12月7日

株主各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番13号2階

株式会社みらいワークス

代表取締役社長 岡本 祥治

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面又はインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月22日（木曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2022年12月23日（金曜日）午前11時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
神谷町トラストタワー2階
トラストシティ カンファレンス・神谷町
本株主総会の開催場所は昨年と異なりますので、ご留意ください。（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 第11期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| | 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| | 第4号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件 |

4. 議決権行使のご案内

(1) 書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月22日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.net-vote.com/>)にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年12月22日(木曜日)午後6時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。(詳細は、3ページをご参照ください。)

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://mirai-works.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下のウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。
<https://mirai-works.co.jp/>

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2022年12月22日（木曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。（QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

(1) 議決権行使書用紙に記載されているログインID及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。

(2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

(1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。

(2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。

(3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

(添付書類)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に減少の傾向が見られたものの、引き続き感染者数が増減を繰り返しており、依然予断を許さない状況が続いております。そのため引き続き経済活動回復に向けた動きは鈍く、国内経済の先行きは不透明な状況であります。

また、世界経済については、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻により、グローバル企業のロシアでの事業撤退や世界的なエネルギー価格高騰といった影響が発生しており、世界経済の先行きも不透明な状況であります。

このような状況の中で、首都圏を中心とした人材不足及び働き方改革への関心の高まり、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進の加速、地方創生の促進といった需要を背景に、当社のプロフェッショナル人材向けサービス事業は、様々な事業会社を中心に新規受注を拡大し、事業活動を推進しており、売上高は成長を続けております。

当社では、プロフェッショナル・エージェント事業を主軸事業とし、近年ではWebプラットフォーム事業、ソリューション事業を展開しております。

プロフェッショナル・エージェント事業においては、顧客企業と当社で業務委託もしくは人材派遣の契約を締結し、当社はその業務を、当社案件紹介サービス「FreeConsultant.jp」に登録のあるプロフェッショナル人材へ再委託、あるいは当社で有期雇用をして顧客企業へ人材派遣を行っております。また、顧客企業より依頼があれば、有料職業紹介サービスとして正規雇用の採用支援も行っております。

Webプラットフォーム事業においては、社会課題である東京一極集中の是正を目指した副業・転職プラットフォームサービスの提供を行っております。副業インベーションプラットフォーム・サービス「Skill Shift」においては、地方金融機

関や自治体と業務提携を行い、都市部人材の持つ業務スキルで地方中小企業の経営課題の解決を目指し、地方へ副業人材を供給しております。地方求人メディア・サイト「Glocal Mission Jobs」「Glocal Mission Times」においては、都市部プロ人材の地方転職を目的に、地方での働き方や地方企業に関する情報発信を通じ地方への興味喚起を行い、魅力ある地方優良企業の経営幹部ポジションなどの転職先を紹介しております。また、転職力を上げるキャリア情報サイト「FIND CAREERS」を運営しており、人生100年時代におけるみらいの働き方を支えるプラットフォームとなることを目指しております。

ソリューション事業においては、プロフェッショナル・エージェント事業及びWebプラットフォーム事業により蓄積されたノウハウとビッグデータを活かしたソリューションの提供を、地域金融機関や大企業・自治体を中心に進めております。現在、人材紹介事業の立ち上げ支援のため地域金融機関向けに「人材紹介伴走サポート」・45歳以降のセカンドキャリア構築支援のため企業人事向けに「HRソリューションズ」・社内外の人材を活用することで企業自治体が進めるイノベーションの推進を支援するため「イノベーション・サポート」・起業を志すプロフェッショナル人材や成長段階にある企業に対し資金面を含めた総合的な支援を行う「みらいインキュベーション」以上4つのソリューションをそれぞれ提供しております。

これら事業の推進の結果、当事業年度の業績は、売上高6,352,796千円（前年同期比29.5%増）となりました。

一方で、利益面に関しては、営業利益は112,526千円（前年同期比51.7%減）、当期純利益は39,252千円（前年同期比72.5%減）と減少しました。これは、プロフェッショナル・エージェント事業において、中長期的な成長を最大化するべく契約数を伸ばすことに注力したため、売上総利益率が全社で25.0%（前年25.5%）とやや減少したこと、また、計画通り販売管理費の投資を行ったことによります。

なお、当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

（注）サービス名は商標又は登録商標です。

(2) 資金調達の状況

当事業年度中に実施した資金調達の状況は以下のとおりであります。

① 新株発行による資金調達

該当事項はありません。

② 借入による資金調達

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における主要な設備投資は、本社移転による建物取得に伴う設備投資67,208千円であります。

(4) 対処すべき課題

当社の今後の経営課題とその対策は以下のとおりであります。

① 事業ポートフォリオの最適化

既存事業であるプロフェッショナル・エージェント事業においては、紹介や人脈による営業を主として展開してきましたが、事業の拡大及び「Skill Shift」や「Glocal Mission Jobs」といったWebプラットフォーム事業やこれまでの雇用・フリーランス・副業等の多様な働き方の人材・クライアント双方の支援実績、セカンドキャリア事例、新規事業プロジェクト支援実績等のノウハウをもとに展開するソリューション事業を開始したことにより、その営業手法も多様化させていく必要があります。

また、複数のマッチングサービスを行っていくうえで、既存サービスと新規サービス間の登録者とクライアントの流動が進み、その対応が必要となると考えております。

全社売上高の柱となっているプロフェッショナル・エージェント事業、高い利益率の見込めるWebプラットフォーム事業及びソリューション事業で構成される事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、売上・利益双方の最大限の成長を目指してまいります。

② 生産性の向上と仕組化

現状、当社ビジネスモデルが特異であるため即戦力人材を採用することは困難であり、新規に採用した営業人員の戦力化まで、6ヶ月ほどを要しております。これについて、ノウハウの共有、データ蓄積とファクトデータによる業務遂行など、より仕組化を強化し、経営管理の情報把握のスピードを上げ、マネジメントのスピードアップに繋げてまいります。

また、デジタル化に対応する人材に注目が集まり、引き続き大企業でのDX

(デジタルトランスフォーメーション) 推進を背景に、当社内のDX化を推し進めてまいります。その他、働き方の変化に伴い、情報セキュリティ保護の進化をしてまいります。

③ 登録プロフェッショナル人材の確保とエンゲージメントの強化

当社の事業拡大のためには、プロフェッショナル人材の確保が必要不可欠となります。PR活動やWebマーケティングを中心に、当社への登録を行うプロフェッショナル人材数を増やす施策を引き続き実施してまいります。また、プロフェッショナル人材が、雇用、副業、独立、離職（リカレント教育等）といった多様な働き方を実践し、ライフステージの変化に応じて働き方を選択していくうえで、当社が選ばれ続けるようプロフェッショナル人材とのエンゲージメントの強化を図ってまいります。

④ マッチング方法の変化と仕組みの強化

クライアントと登録プロフェッショナル人材のマッチングについて、当社社員が全てに介在して、1件ずつ手厚く対応をしており、その業務工数が多大となっております。

また現状、高単価案件を扱うプロフェッショナル人材の領域では、Web上でのマッチングを成立させることが、クライアントと登録プロフェッショナル人材の双方の意識や商習慣により困難とされていますが、将来的には変化し、この領域においても、Web上でマッチングが成立する時代がくると考えております。

当社は、これまで蓄積してきたプロフェッショナル人材領域におけるマッチングノウハウを活用し、既存ビジネスであるプロフェッショナル・エージェント事業において、プロフェッショナル人材が自ら案件情報を確認し直接応募ができる仕組みを導入し、「フリーコンサルタント.jp」のサイトリニューアルを実施するなど、今後も継続的に機能の強化を行ってまいります。

⑤ 営業人員の増員と優秀な社員の確保

主力事業であるプロフェッショナル・エージェント事業においては、売上高に直結する契約数を増加するために、営業効率の改善を図るだけでなく営業人員数を増加させていく必要があります。新規採用を継続的に行っていくことに加えて、多様な働き方を積極的に取り入れ、経営理念に共感する優秀な社員を確保してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第8期 2019年9月期	第9期 2020年9月期	第10期 2021年9月期	第11期 2022年9月期
売 上 高 (千円)	3,596,455	4,155,633	4,907,450	6,352,796
営 業 利 益 (千円)	128,868	77,196	232,835	112,526
経 常 利 益 (千円)	133,509	79,371	215,497	126,679
当 期 純 利 益 (千円)	91,373	41,766	142,756	39,252
1株当たり当期純利益 (円)	18.66	8.41	28.22	7.80
純 資 産 (千円)	748,739	813,625	973,177	936,930
総 資 産 (千円)	1,382,981	1,545,072	1,824,035	2,187,693
1株当たり純資産 (円)	152.34	162.15	191.04	187.38

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算出しております。
2. 2020年12月18日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っております。上記では2019年9月期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
プロフェッショナル・エージェント事業	プロフェッショナル人材向けサービス事業。 当社に登録しているプロフェッショナル人材を顧客企業へ人材派遣を行う事業。 基幹システム開発、戦略策定やPMO及びIT、業務改善コンサルティング等。

(8) 主要な営業所及び従業員の状況

① 営業所 (2022年9月30日現在)

名称	所在地
本 社	東京都港区
大 阪 事 業 所	大阪府大阪市

② 従業員の状況（2022年9月30日現在）

当社の従業員数

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
99名	37.6歳	2年6ヶ月

(注) 従業員数は、有期雇用契約社員及び派遣社員40名（年間の平均人員）を含んでおりません。

(9) 主要な借入及び借入額（2022年9月30日現在）

該当事項はありません。

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,101,000株

(3) 当事業年度末の株主数 2,218名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
岡本 祥治	2,660,000	53.20
株式会社SBI証券	101,200	2.02
楽天証券株式会社	85,600	1.71
西村 裕二	66,500	1.33
JPモルガン証券株式会社	63,800	1.28
品川 広志	60,000	1.20
八木 大輔	57,600	1.15
久納 克宣	46,000	0.92
株式会社レフバ	44,700	0.89
宮崎 羅貴	43,600	0.87

(注) 上記のほか、自己株式が100,868株あります。持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
新株予約権の数	10個	57個
保有人数 当社取締役及び監査役（社外役員を除く）	1名 （取締役：1名）	1名 （取締役：1名）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式200,000株	当社普通株式11,400株
新株予約権の発行価額	225円	225円
新株予約権の行使期間	自 2017年6月25日 至 2025年6月24日	自 2018年4月1日 至 2025年3月31日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。	新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員（相談役、顧問契約者を含む）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(注) 2016年3月18日付で、普通株式1株につき100株、2017年11月2日付で、普通株式1株につき50株、2020年12月18日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っております。上記では当該株式分割を反映した数値を記載しております。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年9月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職
代表取締役	岡本祥治	社長 (株)オンサイドパートナーズ 代表取締役
取締役	池田真樹子	経営管理部長
取締役	中田康雄	(株)中田康雄事務所 代表取締役 一般社団法人スマート・テロワール協会 代表理事兼会長
常勤監査役	亀村明	
監査役	品川広志	弁護士法人エムパートナーズ代表社員（弁護士） 星野リゾート・リート投資法人 監督役員 (株)インキュリオン 社外監査役 (株)アデランス 社外監査役 キッズウェル・バイオ(株) 社外監査役
監査役	本行隆之	シロウマサイエンス(株) 取締役 のぞみ監査法人 代表社員 Hamee(株) 監査役 大江戸温泉リート投資法人 監督役員 (株)Stand by C京都 代表取締役 (株)NHKビジネスクリエイト 監査役 (株)NHKアート 監査役 (株)インキュリオン 社外監査役 税理士法人Stand by C 社員

- (注) 1. 池田真樹子氏の戸籍上の氏名は、宮崎真樹子であります。
2. 取締役中田康雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役品川広志氏及び本行隆之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役本行隆之氏は、公認会計士のため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役中田康雄氏、監査役品川広志氏及び本行隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の臨時株主総会において、年額金80百万円以内（うち、社外取締役16百万円以内）と決議されております（使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年12月22日開催の定時株主総会において、年額金40百万円以内（うち、社外監査役30百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で代表取締役社長の岡本祥治に一任し、代表取締役社長の岡本祥治は、各役員の職務の内容、実績・成果などを勘案して個人別の取締役報酬の具体的な支給額、支給時期等を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	22百万円 (3百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	14百万円 (6百万円)
合計	7名	37百万円

(注) 1. 当事業年度末における取締役は3名、監査役は3名であります。

2. ストックオプションによる報酬は含んでおりません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役です。被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が補填するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、違法に利益または便宜を得たことに起因する場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則等に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合等は免責事項としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 中田康雄氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

（株）中田康雄事務所代表取締役、一般社団法人スマート・テロワール協会代表理事兼会長であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

（イ）取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ、必要に応じ経営者としての専門的見地から発言を行い、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。

（ロ）当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

（ハ）当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 社外監査役 品川広志氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

弁護士法人エムパートナーズ代表社員、星野リゾート・リート投資法人監督役員、（株）インキュリオン社外監査役、（株）アデランス社外監査役、キッズウェル・バイオ（株）社外監査役であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

（イ）取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ、主に弁護士としての専門的な知見と豊富な経験より幅広い観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ロ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、取締役等の職務の執行状況についての報告を受け適宜質問や意見を述べるなどにより適切な監査を行っております。

(ハ) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

(二) 当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③ 社外監査役 本行隆之氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

シロウマサイエンス(株)取締役、のぞみ監査法人代表社員、Hamee(株)監査役、大江戸温泉リート投資法人監督役員、(株)Stand by C京都代表取締役、(株)NHKビジネスクリエイト監査役、(株)NHKアート監査役、(株)インキュリオン社外監査役、税理士法人Stand by C社員であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ、主に公認会計士としての専門的な知見と豊富な経験より幅広い観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ロ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、取締役等の職務の執行状況についての報告を受け適宜質問や意見を述べるなどにより適切な監査を行っております。

(ハ) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

(二) 当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 31,400千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額31,400千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- i 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
 - (i) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。
 - (ii) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - (iii) 当社の取締役会は、取締役の職務執行について監視・監督を行う。
 - (iv) 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - (v) 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ii 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - (ii) 当社は、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規則に基づき、また「個人情報保護規程」を制定し、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- iii 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント活動を推進する。
 - (ii) 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - (iii) 当社の内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

- iv 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
 - (ii) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (iii) 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を週1回以上開催する。

- v 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - (ii) 当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、経営会議にて審議を行い、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - (iii) 当社は、「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - (iv) 当社の内部監査担当者は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - (v) 当社の監査役は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

- vi 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。
 - (ii) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - (iii) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

- vii 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (i) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - (ii) 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

- viii その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - (ii) 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
 - (iii) 当社の監査役は、内部監査担当者の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - (iv) 当社の監査役は、監査法人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

- ix 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

- x 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
 - (i) 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対策規程」に則り、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
 - (ii) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

i 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の経営管理部がモニタリングし、改善を進めております。

ii コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

iii リスク管理体制

経営会議において、各部・チームから報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

iv 内部監査

経営管理部が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,698,613	流動負債	1,250,762
現金及び預金	824,727	買掛金	1,021,469
売掛金	837,706	未払金	86,208
前払費用	26,811	未払費用	37,196
その他	9,368	未払法人税等	10,327
		未払消費税等	10,600
固定資産	489,079	預り金	27,707
有形固定資産	83,382	賞与引当金	52,591
建物	67,208	契約負債	4,661
工具、器具及び備品	28,056	負債合計	1,250,762
減価償却累計額	△11,882	純資産の部	
無形固定資産	302,527	株主資本	936,930
のれん	246,933	資本金	59,315
商標権	772	資本剰余金	363,481
ソフトウェア	54,821	資本準備金	201,398
投資その他の資産	103,169	その他資本剰余金	162,083
投資有価証券	240	利益剰余金	592,003
長期前払費用	20,968	その他利益剰余金	592,003
繰延税金資産	27,433	繰越利益剰余金	592,003
敷金	54,527	自己株式	△77,869
		純資産合計	936,930
資産合計	2,187,693	負債及び純資産合計	2,187,693

損益計算書

(自2021年10月1日 至2022年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,352,796
売上原価		4,767,532
売上総利益		1,585,264
販売費及び一般管理費		1,472,738
営業利益		112,526
営業外収益		
受取利息	6	
受取保険金	11,276	
雑収入	3,409	14,691
営業外費用		
支払手数料	537	537
経常利益		126,679
特別損失		
投資有価証券評価損	19,759	
固定資産除却損	1,410	
抱合せ株式消滅差損	19,659	40,830
税引前当期純利益		85,849
法人税、住民税及び事業税	46,731	
法人税等調整額	△134	46,596
当期純利益		39,252

株主資本等変動計算書

(自2021年10月1日 至2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2021年10月1日残高	58,640	200,723	162,083	362,806	552,751	552,751
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	675	675		675		
当期純利益					39,252	39,252
自己株式の取得						
事業年度中の変動額 合計	675	675	—	675	39,252	39,252
2022年9月30日残高	59,315	201,398	162,083	363,481	592,003	592,003

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
2021年10月1日残高	△1,020	973,177	973,177
事業年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)		1,350	1,350
当期純利益		39,252	39,252
自己株式の取得	△76,849	△76,849	△76,849
事業年度中の変動額 合計	△76,849	△36,246	△36,246
2022年9月30日残高	△77,869	936,930	936,930

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績が無いこと、貸倒懸念債権が存在しないことより、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

プロフェッショナル人材向けサービス

顧客企業から業務委託、人材派遣、もしくは人材紹介という形態で案件を受注し、当社は登録者の中から適したプロフェッショナル人材を選定し、受注した業務委託を再発注、又は有期雇用契約を行うことで顧客の抱える経営課題に対し最適な解決方法でサポートするサービスです。履行義務は顧客に対し約束したサービスを契約期間にわたり提供することであり、顧客との契約におけるサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

人材紹介サービス

中途採用を予定している顧客に対して、求人ニーズに応じて転職希望者を紹介するサービスです。履行義務は顧客へ紹介した人材が入社した時点で充足されるため、一時点で収益を認識しております。

ソリューションサービス

新規事業の立ち上げやオープン・イノベーション支援を蓄積されたノウハウとビッグデータを活用することでソリューションの提供を行うサービスです。履行義務は顧客に対し約束したサービスを契約期間にわたり提供することであり、顧客との契約におけるサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、収益は、いずれのサービスも顧客との契約において合意された金額で測定しており、取引の対価は契約条件に従い、履行義務を充足した時点から概ね1年以内で支払いを受けていることから、重要な金融要素はありません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（5年）を見積もり、その見積期間に応じて均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示することとしております。

(「時価の算定に関する会計基準」の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

のれんの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 246,933千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は株式会社And Technologiesの全株式を取得し子会社化したことに伴って、のれんを計上しております（なお、株式会社And Technologiesについては、2022年3月31日付で、当社に吸収合併したことにより消滅しております）。

のれんは、その効果の発現する期間にわたって均等償却されますが、のれんを含むより大きな単位において事業計画どおりに業績が進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている場合や、経営環境が著しく悪化しているような場合には、減損の兆候があると判断し、減損損失を計上する可能性があります。

なお、当事業年度においては、減損の兆候がないとの判断を行っています。

将来の営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの算定の基礎となる事業計画における主要な仮定は、リード獲得DX事業における売上高であり、将来の不確実な市場環境や経営環境の変化等により、当該仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類におけるのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測することは困難であります。新型コロナウイルス感染症の影響が収束し感染拡大前の状況に戻るには、今後1年ないし2年程度を要するものと仮定しております。こうした仮定のもと、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。また、今後の経過によっては、実績値に基づく結果が、これらの仮定及び見積りとは異なる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	900,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	900,000千円

6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 5,101,000株
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 100,868株
(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加分であります。
- (3) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 316,400株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	18,191
投資有価証券評価損	6,834
減損損失	4,444
未払事業税	929
資産除去債務	301
その他	3,567
繰延税金資産小計	34,268
評価性引当額	△6,834
繰延税金資産合計	27,433

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。投資有価証券は、非上場株式であり発行体の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

イ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	240

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	824,407			
売掛金	837,706			
合計	1,662,113			

10. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(千円)

	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
一定の期間にわたり移転される 財又はサービス	6,097,869
一時点で移転される財又はサービス	254,927
顧客との契約から生じる収益	6,352,796
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,352,796

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	187円38銭
1株当たり当期純利益金額	7円80銭

13. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による会社等の買収)

当社は、2022年10月12日開催の取締役会において、株式会社ハイブの全株式を取得することを決議するとともに同日付にて全株式を取得し同社を子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業	株式会社ハイブ
事業の内容	クリエイターのキャリアに特化した各種メディアの運営

② 企業結合を行った主な理由

株式会社ハイブは、クリエイターのキャリアと未来を広げるエンジンとなるべ

く、クリエイターに特化した転職メディア「MOREWORKS」、国内トップクラスの制作会社のWebデザインギャラリー「URAGAWA」、クリエイターが自身の作品を投稿するSNS機能を備えたオンライン・ポートフォリオ・サービス「JAYPEG」を運営してきました。

当社は「プロフェッショナル人材が挑戦するエコシステムを創造する」をビジョンに掲げ、プロフェッショナル人材がライフステージに応じ、雇用・契約形態や働く場所、働く目的を自由に選択していけるよう、挑戦の機会提供とその挑戦の支援を行うための事業を展開してきました。

本件株式取得により、当社のプロフェッショナル人材の多様な挑戦の機会創出に関わってきた実績と、株式会社ハイブ独自のクリエイターネットワークが掛け合わされることにより、クリエイターのキャリアの選択肢拡充に貢献でき、株式会社ハイブの目指す「クリエイターのキャリアと未来を切り開く」と当社ビジョン「プロフェッショナル人材が挑戦するエコシステムを創造する」の双方の実現に繋がること、そしてデザイン経営の重要性がますます高まる中で、当社のクライアント企業に対する多様なソリューションの提供の可能性が広がることを見込んでおります。

以上の理由により株式会社ハイブを子会社化することは、当社の成長戦略の達成と中長期的な企業価値向上に寄与するものと判断し、本件株式取得を実施することといたしました。

③ 企業結合日

2022年10月12日（みなし取得予定日12月31日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	270,000千円
取得原価		270,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 3,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

株式会社みらいワークス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 稔
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滑川 雅臣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みらいワークスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、株式会社みらいワークスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画を定め、各監査役からその監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び使用人等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画に従い、取締役及び使用人等並びに他の監査役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年11月18日

株式会社みらいワークス 監査役会

常勤監査役 亀村 明 ㊟
監 査 役 (社外監査役) 品川 広志 ㊟
監 査 役 (社外監査役) 本行 隆之 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に關する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>附 則</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)</p> <p>1. 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、下記のとおり3名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び兼職の状況		所有株式数 (株)
1	おかもと ながはる 岡本 祥治 (1976年8月28日生)	2000年7月 2005年7月 2007年9月 2012年3月 2019年10月	アンダーセン・コンサルティング(株) (現アクセンチュア(株)) 入社 (株)アイ・シー・エフ 入社 (株)オンサイドパートナーズ 設立 代表取締役 (現任) 当社設立 代表取締役社長 (現任) (株)スキルシフト 代表取締役	2,660,000
2	いけだ まきこ 池田 真樹子 (1978年8月24日生)	2001年4月 2005年1月 2009年4月 2013年7月 2013年10月 2015年7月 2017年2月 2018年12月 2019年10月	落合公認会計士事務所 入社 グローバル・ブレイン(株) 入社 (株)イトクロ 入社 (株)クロス・マーケティング 入社 (株)クロス・マーケティンググループ 出向 当社 入社 当社 経営企画部長 当社 取締役経営管理部長 (現任) (株)スキルシフト 監査役	—
3	なかた やすお 中田 康雄 (1943年2月24日生)	1967年4月 1970年10月 1979年2月 2005年6月 2009年11月 2013年2月 2015年6月 2018年8月	宇部興産(株) 入社 三菱レイヨン(株) 入社 カルビー(株) 入社 同社 代表取締役社長 兼CEO、CIO 就任 (株)中田康雄事務所 設立 代表取締役 (現任) 当社 顧問 当社 取締役 (現任) 一般社団法人スマート・テロワール協会 代表理事兼会長 (現任)	2,500

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡本祥治氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 池田真樹子氏の戸籍上の氏名は、宮崎真樹子であります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各取締役候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。
5. 取締役候補者のうち、中田康雄氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって、7年6ヶ月になります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 中田康雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営及び企業内情報システムに知見を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確な助言によって当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献することを期待したためであります。
7. 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び兼職の状況		所有株式数 (株)
おおたけ ゆうき 大嶽 雄輝 (1985年7月5日生)	2013年12月 2014年1月 2015年7月 2019年3月 2020年9月 2022年3月 2022年6月	弁護士登録 弁護士法人松尾総合法律事務所 米国The Center for American and International Law 夏期講座修了 慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務修士(LLM) 日本銀行政策委員会室法務課出向 同出向終了 大嶽総合法律事務所	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大嶽雄輝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 大嶽雄輝氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験、法律に関する高い見識等を有しているためであります。
4. 大嶽雄輝氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 大嶽雄輝氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬額は2015年6月24日開催の株主総会において、年額80,000千円以内とご承認をいただいております。今般、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。)に対して、既存の報酬枠とは別枠で、新たに業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することにつきご承認をお願いしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して「業績連動型株式報酬」の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権及び当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭(以下、単に「金銭」という。)といたします。加えて、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものといたします。

対象取締役に支給する、本制度に係る金銭報酬債権の総額は各対象期間(3ヶ年の事業年度)につき80,000千円以内といたします。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は自己株式の処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、各対象期間(3ヶ年の事業年度)につき72千株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。以下同じ。)といたします。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象取締役は2名となります。

【本制度(業績連動型株式報酬制度)の概要】

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に對し、取締役会が定める期間中の業績にかかる評価指標を取締役会にてあらかじめ設定したうえで、用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は自己株式処分(以下「交付」といいます。)し、これを保有させるものです。ただし、当社は、対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)を本割当契約に定める一定の間中は自由に譲渡等を行うことができないものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除されると同時に金銭を支給し、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還(譲渡)するものといたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。譲渡制限期

間及び業績達成条件その他本制度の運用全般に関する事項については、当社の取締役会において決定いたします。

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分にあつては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、3年以上で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除

上記（１）の定めに関わらず、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、このうち当社の取締役会があらかじめ設定した業績目標達成度に応じた数の株式について、譲渡制限期間が満了した時点を持って譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（３）本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記（２）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（５）その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

株主総会会場ご案内図

トラストシティ カンファレンス・神谷町
東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 神谷町トラストタワー2階



交通のご案内

東京メトロ日比谷線 「神谷町駅」直結

(メトロシティ神谷町 (4a/4b方面) を経由、東京ワールドゲート連絡通路直結)
(お願い)

会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。